

動物検疫所の仕事

～動物由来の伝染病侵入防止を図るために～

現在、世界各国において、アフリカ豚熱や口蹄疫、鳥インフルエンザ、狂犬病などの動物の伝染病が広く発生しており、畜産業だけでなく、人命に関わる被害も多く出ています。

これらの伝染病が日本に侵入すれば日本の畜産に甚大な被害を与えるだけでなく、国民生活にも大きな影響を及ぼします。

日本は四方を海に囲まれており、検疫を行う条件に恵まれていますが、人や物流の往来が発展している中で、伝染病の日本への侵入リスクは増大している状況です。

動物検疫所は、主要空海港を始め全国に配置されており、日夜、海外から輸入される動物や畜産物の検査を実施し、動物由来の伝染病の国内侵入を防止しています。



国内に侵入した伝染病！ 口蹄疫の恐ろしさ



平成22年に宮崎県で発生した家畜伝染病の口蹄疫は、瞬間に広がり、牛や豚など約30万頭の家畜が殺処分されるなど、畜産業だけでなく地域経済に甚大な被害をもたらしました。

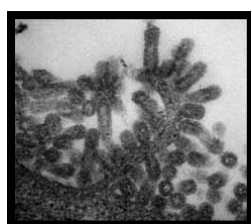
販売用、個人消費用(おみやげ)、試験研究用、国際郵便小包に入っているものなど、数十トンのコンテナ貨物からおみやげのソーセージ1本まで、用途や輸送形態にかかわらず、**全て輸入検査が必要です。**

動物の伝染病

侵入が恐れられている家畜の伝染病の代表例・・・

口蹄疫(こうていえき)

牛や豚など(偶蹄類)に発生するウイルス性の病気。口や蹄(ひづめ)などに水ぼうがができ、肉質や乳量が低下する。伝染性が極めて強く、産業に重大な影響を及ぼす。



高病原性鳥インフルエンザ

A型インフルエンザウイルスが引き起こす毒性の強い鳥の伝染病で、しばしば高い致死性を示し、産業に重大な影響を及ぼす。

アフリカ豚熱

有効なワクチンや治療法がなく、高い致死性を示す豚やイノシシの伝染病。日本での発生は無いが中国、韓国、ベトナム等近隣諸国で発生中。

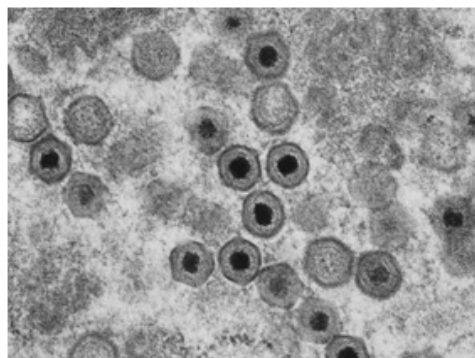
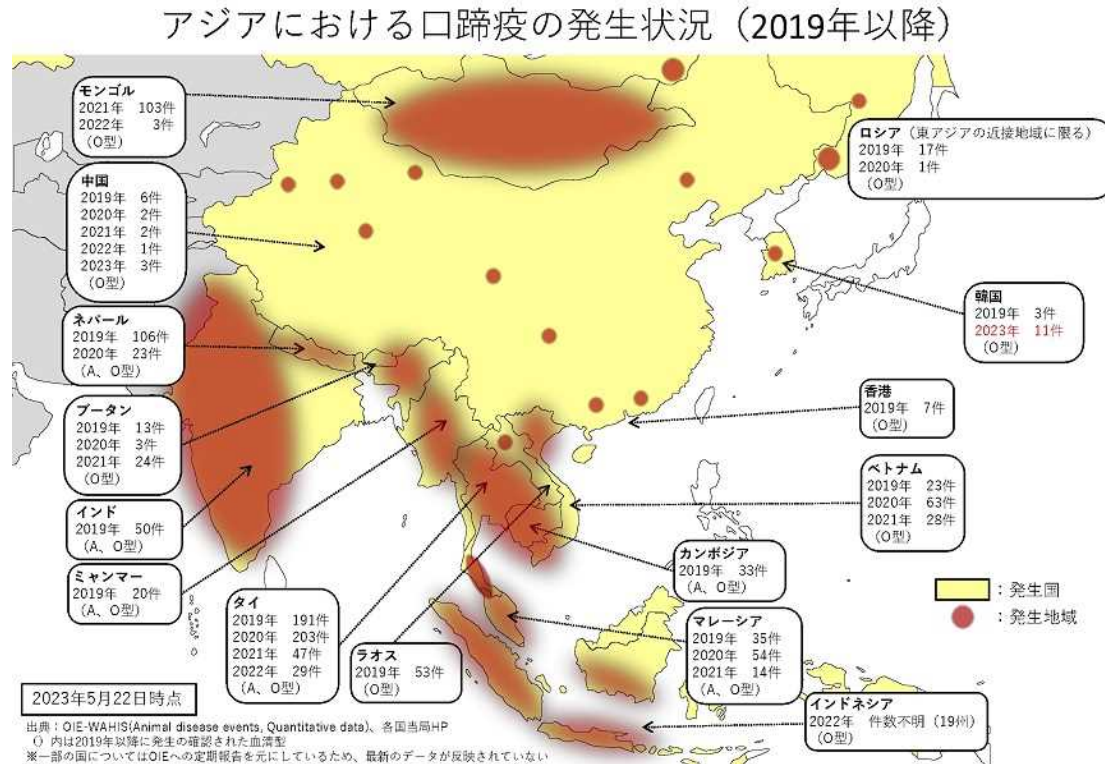


写真1. 組織内のアフリカ豚コレラウイルス粒子正六角形の断面が見られる(電子顕微鏡写真)。

写真提供: 農研機構動物衛生研究部門

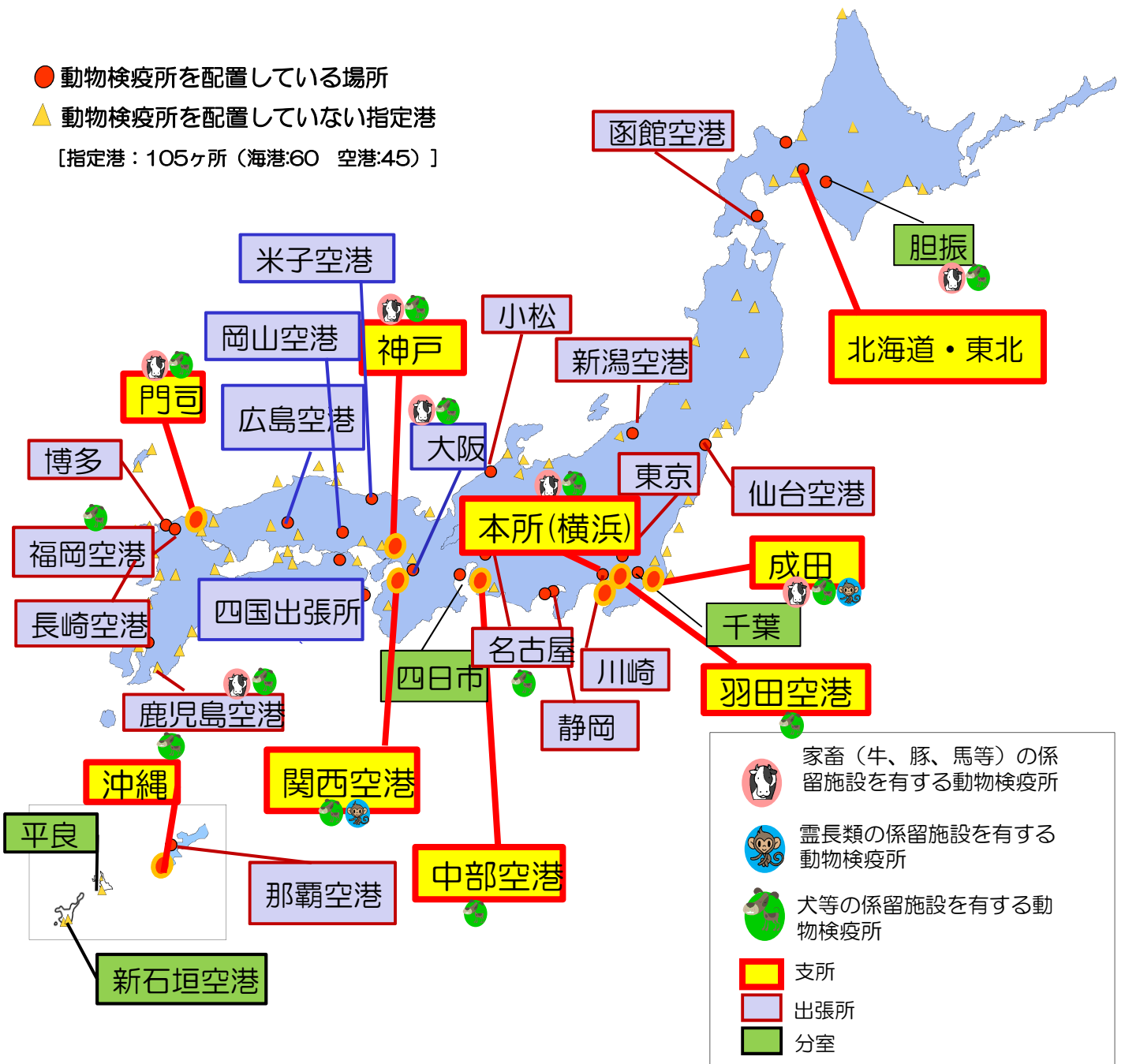
周辺諸国での発生状況



動物検疫所配置図

検疫が必要なもの(指定検疫物)を輸入できる港や空港が定められています。
 さらに、港や空港ごとに輸入できる指定検疫物の種類が定められています。

- 動物検疫所を配置している場所
- ▲ 動物検疫所を配置していない指定港
 [指定港：105ヶ所(海港:60 空港:45)]



動物の輸入検査



海外から到着した動物は、船内や航空機内で伝染病の兆候がないかの検査の後、係留施設に収容して、さらに詳しい検査を行います。



動物の種類によって、係留検査の期間が決められています。

- ・牛や豚などの偶蹄類の動物 15日
- ・馬 10日
- ・鶏やアヒルなどの家きん 10日
- ・家きんの初生ひな 14日
- ・ウサギ、ミツバチ 1日



係留施設に収容した動物は、まず輸出国政府機関発行の健康証明書に記載されている動物であるかの個体確認を行います。

個体確認の後、毎日の臨床検査以外に、血液検査、細菌培養検査、抗体検査、ウイルス分離検査など各種の精密検査を行います。



係留期間中の検査において、健康であることが確認された動物は解放されますが、解放後も仕向先の都道府県において3ヶ月間の着地検査が行われています。

係留検査で伝染病が摘発された動物は、返送又は殺処分となり、家畜の伝染病の侵入を防止しています。

畜産物の輸入検査



検査が必要な畜産物は、旅行者がお土産として持ち帰るものの他、郵便物や航空貨物、船舶貨物として、全国の空港や海港に毎日大量に到着しています。

畜産物の検査は、空港の手荷物受取場内にある動物検疫カウンターで行う他、船舶貨物として輸入された大量の畜産物は、到着した港湾地区にある動物検疫所から検査場所として指定を受けた冷蔵倉庫等に蔵置して現物検査を実施しています。

ビーフジャーキーやハム・ソーセージなどの肉製品は、輸出国における家畜の伝染病の発生状況によって輸入禁止国・地域が決められています。

アジアをはじめ、多くの国からの肉製品は輸入禁止となっています。

伝染病の発生がない国からの肉製品であっても、必ず輸出国政府機関が発行する検査証明書がないと肉製品を輸入することはできません。

ほとんどの国で販売されている肉製品は、検査証明書が付いていないため、輸入することはできません。

また、免税店で販売されている肉製品であっても検査証明書が付いていなければ、輸入することはできません。

検査証明書のある畜産物は、検査証明書に記載されている畜産物であることの確認と加熱処理などの条件がある場合は加熱状況を確認する検査を実施します。その他、輸出国の家畜衛生状況により消毒などの処置を行う場合があります。輸入検査の結果、異常が認められなかった畜産物は輸入が認められます。

検査証明書のない畜産物や加熱処理条件違反などの問題が確認された畜産物は、返送又は焼却処分となります。

その他の検査



狂犬病予防法

海外から輸入される犬と猫などは、狂犬病予防法に基づき輸入検査を行っています。世界中のほとんどの国で狂犬病が発生しておりマイクロチップの装着や複数回の狂犬病予防接種、狂犬病抗体検査を行うなど厳しい輸入条件を設けて狂犬病の国内侵入を防止しています。



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

動物由来の感染症であるエボラ出血熱やマールブルグ病の国内侵入を防止するため、サルの輸入は原則禁止となっていますが、一部の国からは試験研究や展示用に限りサルを輸入することができます。サルを輸入できる場所は、成田国際空港、関西国際空港、鹿児島空港に限られ、特別な検疫施設で係留検査を行っています。



水産資源保護法

海外から水産動物の病気が侵入しないように、こいや金魚などの水産動物を輸入するためには、事前に農林水産大臣の輸入許可を取る必要があります。



入国者への靴底消毒及び質問業務

海外では多くの国でアフリカ豚熱や口蹄疫、鶏インフルエンザが発生していることから、入国される旅行者の靴底消毒を実施しています。また、入国する旅行者に消毒が必要な物品を所持していないか質問を行うなど、水際対策を強化しています。



検疫探知犬

検疫探知犬は、旅行者の手荷物の中に日本へ持ち込めない肉製品や果物、野菜などが含まれていないか臭いをかぎ分けて発見する訓練を受けた犬です。中四国の空港でも訓練を受けたビーグル犬が探知活動を行い、海外から伝染病の国内侵入を防止するために活躍しています。

久しぶりの海外旅行!! 海外からお土産として 肉製品を持ち帰るのは・・



- ・肉製品の持ち帰りはできない国(重要な伝染病の発生国)が多く、できる国の場合でも相手国の検査証明書が必要となりますが、おみやげや個人消費用のものは検査証明書の取得が難しいため、**肉製品や動物由来製品のほとんどは、日本へ持ち込むことができません。**
 - ・不正な持込みは、**罰則の対象**となりますのでご注意ください。
- 詳しくは動物検疫所ホームページをご覧ください。
- ・動物検疫所神戸支所ではご当地ポスターを作成し、広くお知らせする取組を行っています。



動物検疫所HP

岡山県ご当地ポスター

広島県ご当地ポスター

